

有効期間満了日 令和10年3月31日まで

熊交規第181号

令和4年3月23日

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号。以下「改正令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和4年国家公安委員会告示第13号）が、本年5月13日から施行されるところである。

これに伴う積載制限の見直しの趣旨、内容及び留意事項等については、別添「道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）」（令和4年2月17日付け警察庁丙規発第4号）により示されたとおりでありますので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。